

美作市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
美作市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	4
6. 参考資料	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- ・教育職員が心身共に健康で、やりがいを持って働くことで、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる。しかし、現在、教育職員が行っている業務は広範囲にわたり長時間労働につながっている。
- ・教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいを両立しながら、本来の業務に専念できるようにするため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づき本計画を策定する。

(2) 本市の現状

- ・本市では、令和2年3月31日に、「美作市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・こうした取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以上～ 80時間未満の割合	月80時間以上の割合
小学校	月 27.7 時間	24.3%	1.2%
中学校	月 35.3 時間	29.1%	5.3%

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以上80時間未満の割合が、小学校では約25%、中学校では約30%となっており、80時間を超える者もいる。教育の質の向上のために、引き続き業務の見直しを進め、必要な時間的余裕を確保することが必要である。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする
- ・1年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックの「働きがいのある仕事だ」、「仕事に満足だ」の項目について、肯定的回答の割合を80%以上にする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」（以下「3分類」という。）を踏まえて実施する取組

学校徴収金の公会計化へ向けた取組の推進（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金の徴収・管理に係る負担を軽減するため、徴収及び管理方法等を調査・研究し、公会計化へ向けた取組を進める。

地域学校協働活動推進員の資質能力の向上（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を対象にした研修を行い、地域学校協働活動の目的や推進員の役割等を理解した上で、推進員による関係者間の連絡調整が行えるようにする。

過剰な苦情や不当な要求等の抑制に向けた周知・啓発（「3分類」⑤関係）

- ・学校に対する過剰な苦情等を抑制し、対応に係る教職員の負担を軽減するため、ちらしを作成し保護者や地域へ配布することで周知・啓発を進

める。

ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・校務のDX化の推進に向け、デジタル教材の制作や機器等のトラブル、メンテナンスに対応するICT支援員の時間数を増やす。

部活動の地域展開の推進（「3分類」⑩関係）

- ・「平日・休日の学校部活動」の指導部分を「地域クラブ活動」へ移行していくために、令和7年度から実施してきた地域クラブ活動のモデルケースを、令和8年度から令和9年度に拡大していく。
- ・令和10年度を目標に、美作市内の全中学校の「学校部活動」を「地域クラブ活動」に移行する。
- ・部活動指導員による単独での部活動指導、引率を実施できるようにする。

（2）学校における取組の推進

学校における以下の取組を推進することで、教育職員が担う業務の見直しを図る。

学校運営協議会等での議題設定

- ・働き方改革の目的や教育職員の勤務実態を、地域や保護者等と共有し、理解と協力を得ることで、地域や保護者と連携・協働しながら、地域が担える業務（登下校の見守りや補充学習、放課後の活動など）について検討を進める。

教育課程や行事の見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動や行事等を見直し、精選や工夫を行う。
- ・部活動や清掃時間など、一日の時程を見直し、下校時刻を早めることで、放課後に教材研究や授業準備を行えるようにする。

定時退校日の設定

- ・勤務時間の終了を意識し、見通しを持って業務を行うように、月4回以上の定時退校日を設定する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

連続した一斉閉校期間の設定

- ・仕事と余暇のバランスの取れた豊かな生活の実現を図り、年次休暇の取得を促進するため、長期休業等の期間中に連続した8日間の一斉閉校期間の設定を行う。

医師による面談の実施

- ・過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。

ストレスチェックの実施

- ・自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルスの不調を未然に防止するためストレスチェックを実施する。実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、美作市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、必要に応じて当該学校に聞き取り等を行う。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

学校と教師の業務の3分類

参考資料

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進